

鳥取県証明書等交付事務規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

鳥取県証明書等交付事務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に法令又は条例若しくは規則に定めるもののほか、県の機関(知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関をいう。以下同じ。)における各種の証明書等(証明書、登録証、合格証その他これに類する書類をいう。以下同じ。)の交付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 次に掲げる事務(以下「証明書等交付事務」という。)を求めようとする者(以下「申請者」という。)は、別に法令又は条例若しくは規則に規定がある場合を除き、当該証明書等交付事務を求める旨の書類(以下「申請書」という。)を当該証明書等交付事務を行う県の機関に提出するものとする。

- (1) 県の機関が交付すべき証明書等の交付
- (2) 県の機関が書換交付又は再交付を行うべき証明書等の書換交付又は再交付

2 申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)並びに連絡先
- (2) 証明書等交付事務を求める旨並びにその内容及び理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、証明書等交付事務を行う県の機関の長があらかじめ指定する事項

3 申請者が県の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を証紙により納付することとされているときは、申請者は、同規則の定めるところにより、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付けて納付するものとする。

(証明書等交付事務)

第3条 前条の規定により証明書等交付事務を行う県の機関に申請書が提出されたときは、当該機関の長は、別に法令又は条例若しくは規則に定める場合を除き、速やかに求められた証明書等交付事務を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。